

豊川市図書館雑誌スポンサー制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊川市図書館（豊川市図書館条例第2条により設置される図書館及び分館。以下「図書館」という。）の開架に配架される雑誌を、民間企業等の費用負担により購入することで雑誌コーナーの充実を図るため、豊川市図書館雑誌スポンサー制度（以下「スポンサー制度」という。）の実施に関し、豊川市広告掲載要綱（以下「掲載要綱」という。）及び豊川市広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）に基づき、必要な事項を定める。

(スポンサー)

第2条 雑誌の購入費用を負担する者（以下「スポンサー」という。）は、企業その他の法人又は事業主その他の個人で、掲載基準第3条各号に該当しないものとする。

2 スポンサーは、購入費用を負担した雑誌の最新号のカバー及び当該最新号を配架する雑誌架の所定の位置に、別表1の様式により広告及びスポンサー名（以下「広告等」という。）を掲載することができる。

(広告等を掲載する雑誌)

第3条 広告等を掲載可能な雑誌は、別表2の雑誌リストに掲げる雑誌とする。

2 スポンサーは、広告等を掲載する雑誌（以下「掲載雑誌」という。）を前項の雑誌から選定するものとする。

3 スポンサーは、掲載雑誌を選定するにあたり、候補とする雑誌の貸出状況その他について、情報提供その他豊川市中央図書館の館長（以下「館長」という。）の助言を求めることができる。

(配架位置)

第4条 掲載雑誌の配架位置は、館長が指定する配架候補位置の中から、スポンサーが選定する。

(広告内容の基準等)

第5条 掲載可能な広告内容は、掲載要綱第6条各号及び掲載基準第4条各号に該当しないもので、かつ、掲載基準第6条各号に掲げる留意点に配慮したものでなければならない。

2 スポンサーは、掲示しようとする広告等の内容及びデザインにつき、この要領の規定に抵触していないかどうか及びスポンサー制度の趣旨にそぐわないものでないか、事前に館長の確認を受けるものとする。

3 館長は、前項の確認又は第三者からの指摘により、掲載内容が不適であると判断したときは、スポンサーに対し広告等の内容及びデザインの変更を求めることができる。

(広告等の作成等)

第6条 スポンサーは、前条の確認を受けた掲載用の広告等を、原則、スポンサーの費用と負担により作成するものとする。

2 スポンサーは、前項により作成した広告等を、掲載を希望する掲載雑誌の最新号の

配架日前日（休館日の場合はその前日）までに図書館に提出するものとする。

（スポンサーの募集）

第7条 スポンサーの募集情報は、市の広報及び図書館のホームページに掲載する。

（申込み手続等）

第8条 スポンサーとなろうとする者は、豊川市図書館雑誌スポンサー申込書兼寄附申込書（様式第1号）に広告掲載を希望する期間（3か月以上とする。以下「スポンサー期間」という。）、希望する雑誌、配架を希望する図書館又は分館名その他の必要事項を記入し、館長に提出するものとする。

2 既にスポンサーの決定した雑誌については、前項の申込みの対象外とする。

3 スポンサー決定前の同一の雑誌に対し、複数の申込みがあったときは、抽選による。

4 館長は、前項の抽選を行うときは、抽選の対象となる申込者に対し事前にその旨を連絡するものとする。

5 前項の連絡を受けた申込者は、抽選の実施前に、館長に希望する雑誌の変更を申し出ることができる。

6 前項の変更の結果、申込み雑誌の重複状態が解消されたときは、抽選は行わない。

（スポンサーの決定）

第9条 館長は、申込者が第2条第1項に定める基準に適合するかどうかを審査して当該申込みの可否を決定し、豊川市図書館雑誌スポンサー可否決定通知書（様式第2号。以下「可否通知書」という。）により申込者に通知するものとする。

2 前項の可否通知書には、必要に応じ、前条第3項の抽選の結果、申込みを否とした場合の理由その他必要事項を併せて記載するものとする。

（寄附の方法）

第10条 前条によりスポンサーとなることが決定した者は、可否通知書に記載された期限までに、スポンサー期間分の掲載雑誌の代金に応じて設定された金額を、市の指定金融機関からの送金、ゆうちょ銀行若しくは郵便局からの送金、現金書留等による送金（手数料等は寄附者の負担とする。）又は当該金額に相当する額分の全国共通図書カード（以下「図書カード」という。）の寄贈により寄附するものとする。

2 館長は、前項の寄附が図書カードによってなされたときは、豊川市物品管理規則第18条により、物品の寄附受納として取得するものとする。

3 館長は、第1項の寄附を受けたときは、豊川市図書館雑誌スポンサー認定証（様式第3号。以下「認定証」という。）をスポンサーに交付する。

4 スポンサーは、第6条第2項により広告等を図書館に提出する場合には、広告掲載の権利者であることを証明するため、館長に前項の認定証を提示するものとする。

（広告等の変更）

第11条 スポンサーは、豊川市図書館雑誌スポンサー広告等変更依頼書（様式第4号。以下「変更依頼書」という。）を館長に提出することにより、掲載する広告等の変更依頼を申し出ることができる。

2 前項の変更依頼書は、変更を希望する日の5日前までに、第5条及び第6条の規定

に従い作成した変更後の広告等を添えて提出するものとする。

- 3 本条による広告等の変更があった日から起算して25日間は、館長がやむを得ないと認める理由があるときを除き、新たな変更依頼書の提出はできない。

(掲載雑誌の価格の変更、休刊又は廃刊等があった場合の措置)

第12条 スポンサー期間中に掲載雑誌の価格変動があった場合であっても、金銭等による精算は行わず、次に掲げる区分により対応するものとする。

- (1) 雑誌価格が減額された場合 館長とスポンサーとの協議により、減額により生じた差額分の価値を勘案し、スポンサー期間の延長、広告掲載場所の追加その他の措置を行う。

(2) 雑誌価格が増額された場合 差額分は図書館が負担する。

- 2 掲載雑誌が休刊又は廃刊したときは、館長、スポンサー、納入業者の三者により協議し、別の雑誌を掲載雑誌とすることができる。この場合において、従前の雑誌価格と新たな雑誌価格とに差額が生じるときは、前項各号の例による。

(広告掲載の責務等)

第13条 スポンサーは、掲載した広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 スポンサーとしての地位及び権利は、第三者に譲渡できない。ただし、館長がやむをえないと認める事情があるときは、この限りでない。

(広告等掲載の中止又は休止)

第14条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、スポンサー期間中であっても広告等の掲載を中止する。

- (1) スポンサーが、第2条に規定するスポンサーとなるための要件を満たさなくなったとき

(2) スポンサーが、第5条第3項に基づき館長が求める変更に応じなかったとき

- (3) その他、スポンサーが公共図書館での広告掲載を継続するにふさわしくない行為を行ったとき

- 2 スポンサーは、スポンサー期間中であっても、豊川市図書館雑誌スポンサー広告掲載中止又は休止依頼書(様式第5号)を提出し、広告等の掲載の中止又は休止を任意に求めることができる。ただし、1日置きに掲載その他図書館業務に支障があると認める内容の場合、館長は当該中止又は休止に条件を付け、依頼内容の変更を求め、又は拒むことができるものとする。

- 3 前2項の規定による広告等掲載の中止又は休止期間については、豊川市図書館管理規則第22条に規定する図書館資料の寄贈があったものとして扱う。

(スポンサー期間の延長)

第15条 スポンサーは、スポンサー期間が満了する1か月前までに、スポンサー期間満了後に開始する新たな1年以上の期間について、第10条の規定による寄附を行うことで、第8条による新たな申込みを行うことなく、スポンサー期間を延長することができる。

- 2 館長は、前項の延長があったときは、第10条第2項に順じて、新たなスポンサー

期間に対応する認定証をスポンサーに交付する。

(期間満了時等における認定証の返還)

第 16 条 スポンサーは、スポンサー期間が満了した認定証については、館長が指定する期日までに図書館に返還しなければならない。

(委任)

第 17 条 この要綱に定めるもののほかスポンサー制度の運用に必要な事項は、館長が定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。